

# 松本市の文化財

第 1 集 (上)

国・県指定文化財調査集録

松本市教育委員会

## 再版にあたつて

本編は昭和四十二年度より刊行された、松本市所在の国・県・市の指定文化財の調査集録の中の一編で、特に国宝松本城天守をはじめとして国指定の貴重な文化遺産を集録し、関係各機関等へ配布してその周知を図ると共に文化財保護顕彰の基本資料としたものです。その後一部に内容の変更があったので、このたび修正の上再版するものであります。

教育委員会は、この集録を文化財の基礎調査として作成しましたが、さらには、郷土の歴史の理解、及び文化財愛護の意識の高揚又、一般教養に資すれば幸いと存じます。

尚本集録には、史跡一件、国宝一件、重要文化財六件が掲載されております。

昭和五十五年三月一日

松本市教育長 赤 羽 誠

目 次

序	一 史跡 松本城	五
二 国宝 松本城天守	一〇	
三 重要文化財 筑摩神社本殿	一四	
四 重要文化財 若宮八幡社殿	一八	
五 重要文化財 牛伏寺の仏像群	一九	
1 十一面觀世音菩薩立像	一〇	
2 タ 左脇侍不動明王立像	一一	
3 タ 右脇侍毘沙門天立像	一三	
4 祈迦如來坐像	一四	
5 タ 左脇侍文殊菩薩騎獅像	一六	
6 タ 右脇侍普賢菩薩騎象像	一八	
7 薬師如來坐像	一九	
8 大威德明王騎牛像	三一	

# 史跡 松本城

## 一 指定項目

松本城跡（本丸・二の丸の一郭・三の丸の堀の一部）昭和五年一月十九日指定、同四五年總

## 二 指定範囲と所在地

追加指定

旧松本城の本丸と二の丸の一部で広さ七五〇四二・七六平方米

二の丸の大部分は松本市の中央公園で造園され、一部に松本市立博物館がある。追加指定の總堀の一郭は松本市役所新庁舎の東側である。

松本市丸の内四の一

## 三 所有者または管理者

国・長野県・松本市・外

## 四 由緯・来歴

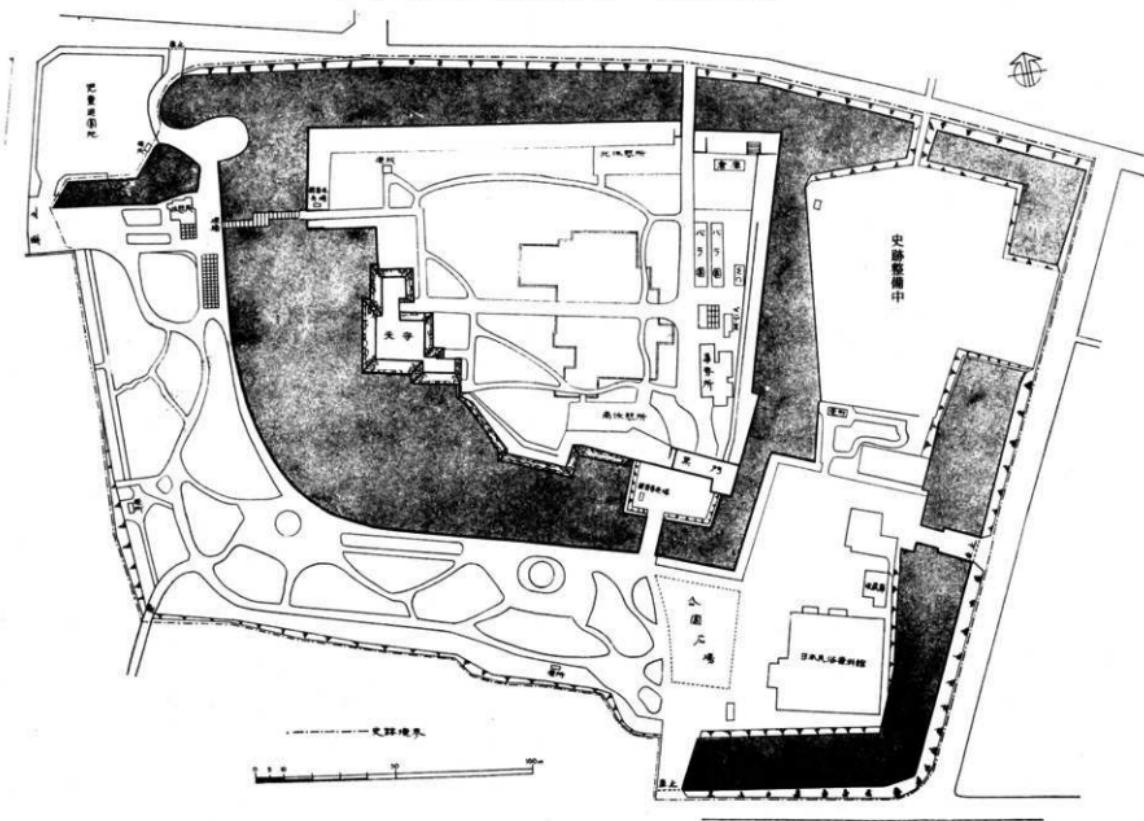
松本城の地は中世の終り頃までは深志と呼ばれ、この地を領した小笠原氏の一族である坂西氏により城館が営まれたが、永正元年（一五〇四）同じく小笠原氏の一族島立貞永により平城として構築されたと伝えられている。

島立氏二代のあとまた坂西氏の所有となり、天文一九年武田晴信の進攻により林の大城（小笠原氏の本城）とともに落ちている。武田氏は直ちに深志城を武田流の城館に構築し、その規模を拡げ、中信濃制圧の拠点とし、安曇・筑摩の残敵を掃討し、東・北信進出を成功させている。以後三十余年間武田氏の勢力下にあり、馬場信房・信春父子をはじめ武田方の有力武将が、その城代をつとめている。天正一〇年三月武田勝頼の滅亡、六月織田信長の自殺により天下は再び争乱の巷と化したが、深志城もその渦中に捲きこまれ、武田に替わる木曾氏（信長に加封された）、木曾氏を追った上杉氏（景勝）の手に歸し、七月には武田氏によりこの地を放逐された小笠原長時の子貞慶が、徳川家康の援助により入信、深志城を回復している。回復後貞慶はかつての支城であった深志城を本城とし、城名を松本城と改めた。貞慶が深

志城を本城としてからは、城館の規模構造が、坂西氏時代よりも一層大規模になつてゐたことは新しい平城時代（政治・経済を中心とする城）に移行する時代の勢によつたものであろう。天正一八年豊臣秀吉が小田原の北条氏を亡ぼすにあたり、事後の処置として徳川系の大名の関東移封が強行され、小笠原貞慶は古河に移され、秀吉服心の石川数正（吉輝）が八万石で入封、子康長とともに二代二〇余年在城し本丸中に五層六階の天守を築造したことは衆知の如くである。数正是入封後三年で死し、康長が後をつぐが、この間に豊臣秀吉の朝鮮の役、關が原の役があり、その間ににおける城郭の構築は大変であったが、兎に角石川氏は近代城郭としての松本城を完成させ、城下町の規模をも整えた。康長は大久保長安の事件に座し、大坂の役の起る前年の慶長十八年に改易された。その後家康により小笠原秀政が八万石で入封、元和元年の大坂夏の役に戦死、ついで戸田康長が七万石で入封二代で移封後、松平直政七万石の入封があり、この時大天守に月見櫓が増築された。直政は一代で増封移転、つぎに堀田正盛が一〇万石で入封したが、幕閣に列した大物であるため五年で佐倉に移封、松本に対しては見るべき施策はなかつた。つぎに水野忠清が七万石で入封し六代八〇余年城主となり、寛文一元禄一享保等江戸幕府中期の充実期を治めた。享保一〇年水野家の改易により、戸田光慈（戸田康長の子孫）が祖先ゆかりの地に復帰し、六万石で入封以後九代九〇余年この地を治め、明治廃藩に際して旧城地を明治政府に返還した。政府は二の丸の一部、三の丸のほとんどを民間に払い下げ、本丸と二の丸の一部を保有した。明治四年筑摩県の設置については、二の丸御殿（大書院）跡に筑摩県庁を置き、明治一八年松本中学校（現松本深志高等学校）が、同じく二の丸の古山寺御殿跡からその西部に建築され、本丸御殿（享保一二年焼失）跡は松本中学校の校庭として使用された。昭和一〇年松本中学校の蟻ヶ崎移転により城地は公園として整備され、松本市の中央公園とされ、筑摩県庁跡には裁判所が残されたが昭和五十三年八月にはこれも撤去・移転した。

即ちこの地域は、明治廃城に際し、城内の建造物は天守一連の建物を除き、すべて撤去され、石垣・堀を残すのみとなつたのである。

史跡 松本城 指定地域図  
(昭和5年3月現在)



## 五 現状

本丸内には昭和三五年復元黒門が完成し、楼上に全国城郭写真を展示し、藩政古文書資料が保存されており、松本城管理事務所と、付属売店、入場券売場、二ヶ所の便所があり、旧本丸御殿跡は一面の青芝とし、御殿敷地の跡を古瓦で区画し、その規模を明確にしてある。石垣上の樹木は櫻を中心とし一部に松を植えてある。二の丸の裁判所跡は、史跡公園として整備中であり、古山寺御殿（戸田家時代城主の邸宅）跡には、松本中学校移転後、松本市立図書館・松本市立博物館・丸の内中学校等が置かれた後、財團法人日本民俗資料館が建てられ、松本市立博物館の収蔵庫とともにある。石垣の復元は二の丸東部の入口太鼓門の南部と北部が昭和四五年度までに完成し、松本市中央公園の植込みは旧のまま、西方に休憩所がある。二の丸外の堀は石垣のない土塁のままであったのであるが、日本民俗資料館の南と東の部分には新しく石垣が積まれ（現代風）わずかに裁判所前の堀に旧土塁の姿を偲ぶことができる。本丸の大堀に続く北部には、もと埋み橋とも足駄橋とも云われた簡素な橋があつたが、現在は朱塗りの勾欄をもつ橋がかけられ、その北の島にある若宮八幡社と稻荷神社は三の丸の松本神社の境内に移されている。もと若宮神社跡は深志城の築城者と伝えられる島立右近貞永をその子貞政が祀ったものと伝えられているが、明治廢城に際し、神社が移された際、旧戸田家の家臣らによつてつくられた共済機関資産社の事務所の建物が置かれていたが、昭和三二年撤去され跡地のみが残されている。

## 六 価値

松本城の城地は中世・近世にかけて地方豪族の城館が置かれ、歴史的な変遷も多彩で、單に近世城郭としてはばかりでなく、中世・古代にさかのぼる内容をもつてゐるので、歴史的な価値は高いが、明治以後においても、この地方の政治・文教の発祥地とも考えられ、これを旧時に復元し保存する意義は極めて大きい。

## 七 保存状態

現在のところ指定地域内の保存はよいが、さらに復元保存が望ましく、地蔵清水付近の旧土居跡の追加指定も望ましい。また地域外の風致に対しても常に注意し、史跡指定区域の環境保全に一層注意する必要がある。

# 国宝 松本城天守

## 一 指定項目

国宝松本城天守 昭和二七年三月二九日国宝指定

## 二 指定範囲と所在地

旧松本城本丸内の天守・渡櫓・乾小天守・辰巳付櫓・月見櫓の五件の建造物を指す。

## 三 所有者または管理者

所有者は文部省、管理者は松本市

## 四 由緒・来歴

松本城天守一連の建造物は松本城本丸内の最も重要な建造物の一つである。城の天守は戦国時代の末から江戸時代の初期にかけて急速に流行し各地に造られたものであるが、松本城の場合は、天正一八年豊臣秀吉によりこの地に封ぜられた石川伯耆守（出雲守）数正とその子玄蕃頭康長の二代にわたって構築されたものである。

築城の経過等については右川康長が徳川家康の代に改易され、資料をほとんど残さなかつたため詳らかでないが、着手の年月については、天正一八年入封即時着手とは考えられず、また文禄元年豊臣秀吉の朝鮮役出兵の頃とも考え切れないので、その理由は、他の信州大名同様兵を率いて朝鮮役の本陣である九州の名護屋の秀吉の本營に待機していたからである。しかし第二次朝鮮の役に際しては、秀吉系の信州大名はすべて出兵を解かれ領国の經營に力をつくしたので、慶長二年第二次朝鮮出兵の年次において本格的な構築が進められたものと思われる。

完成の時期については種々考え方があるが、月見櫓を国宝指定建造物の重要な要素と考えるときは、その建造が松平出生守直政が入封し在城した寛永一〇年から同一五年の間に完成したわけであるから、この頃を完成期とする考えも立つが、主体である大天守以下の建物が閣ヶ原役以前の様式をもっているので、通常には慶長初年の完成が至当であるとの説が多い。但し天守建造物以外の城全体としては、右川氏が慶長一八年改易の際、まだ二の丸の城の石垣が未完成であったとの史料もあるので、なお松本城の構築は長く続いたものと見るべきであろう。



正面天守城本松

つぎに天守構築に際し、普請（土工）や作事（建造物）の繩張り（設計）の責任者、実施者についても確実な資料に乏しく明記できないが、当地方としては前代未聞の城郭建築の実施であるので石川氏が担当者として、先述地（近江・大和・山城・攝津）から求めてきた、石工・大工・瓦師等と、在地の人々との合作として出来たものであろう。

地方の伝承としては、天守の繩張は細萱河内守長知説（在地の豪族小笠原遺臣）大工棟梁は木下長兵衛説が、江戸時代から流布されてきたが根本的資料に乏しく伝説の域を脱していない。要造された天守一連の建造物は、その後しばしば修理されたが、その具体的例証として昭和二五年解体修理の際発見された瓦や柱、蟇の心木の墨書、迄書き等によれば、享保一〇年（一七二五）、延享元年（一七四四）、宝曆八年（一七八八）、文化九年（一八一二）、天保一二年（一八四二）、天保二三年（一八四二）、天保

一四年（一八四三）等がみられる。一番破損の多いのは屋根の瓦であるが前記の大半は屋根瓦の葺替によるもので、最も規模の大きかったのは天保一四年の修理である。

その後大天守の本体が三・四層目から大幅に北に傾いたのは明治三十一年で、明治三十六年一〇月から大正二年（一九一三）に至る一〇年間の歳月を要し、その形容を整えた。その後昭和五年本丸一二の丸一帯が文部省の指定史跡となり翌年その管理が松本中学校から松本市に移管され、ついで昭和一一年（一九三六）四月天守建造物は旧国宝に指定され同一年からは松本城天守の定期的な解体修理で国費・県費・市費等六、五〇〇万円で昭和三十一年三月に完成したのである。

五 現状 松本城天守一連の建造物は、昭和の解体修理により、その基礎・石垣・建造物本体・屋根瓦等まで立派に補強され、併せて防災の施設も整う等全くその面目を一新した。解体修理時における関係建造物の寸法等は、次の如くである。

建 物	高 さ	床 面 積	延 床 面 積
大 天 守	二九・四米	二六七・一平方米	一、〇五〇・五平方米
乾 小 天 守	一六・八米	七四・七平方米	一九九・二平方米
渡 櫓	一二・〇米	三九・六平方米	七九・二平方米
辰 巳 付 櫓	一四・七米	二八・九平方米	五七・八平方米
月 見 櫓	一一・一米	三五・五平方米	七一・一平方米
合 計	四四五・八平方米	一、四五七・八平方米	

松本城は南面の城であるが、本丸の中の天守は本丸広場の西南隅に位置し東面している。城門は大天守の北乾小天守との間の渡櫓の下にあり、観覧通路はそこから乾小天守→渡櫓→大天守一階→六階下つて辰巳付櫓二階→一階→月見櫓

↓大天守一階→出口となるが、混雑するときは月見櫓の地階から月見櫓下の城門を開いて外に出ることができる。大天守最上階の屋根は破風を南北に向け、四層目の屋根の中央に大きな千鳥破風を持ち、南北に各大きな唐破風を持つているが、乾の小天守と辰巳の付櫓は屋根の破風を正面に向け、大天守とは対照的である。大天守と乾小天守には各々棟に破瓦を置いてあるが辰巳付櫓と月見櫓には無い。月見櫓は破風のない寄棟で東方を正面とし、月の出を望むにふさわしい。

なお天守の背面は大堀に全景を映し趣が深い。以上天守一連の建造物そのものはよく整備されている。

**六 価値** 松本城天守の文化的な価値は第一に我が国最古のものであることである。三層天守として柴田勝豊築造という丸岡城も天正年間のものと云われているが、五層六階の大天守としては問題なく我が国最古で、古い様式を各所にもつていている。石垣が低くかつ野石積みで傾斜がゆるやかなものもその特徴であり、柱が二階ごとの通しであること、千鳥破風や唐破風の小さいこともその特徴である。

第二にその構成の上で複合・連結式を兼ねていてこと、後世の補足とは云え月見櫓も備えていること。

第三には地下の基盤構造の上に、後世の兵書にもあるような松丸太の使用をし、天守台の下にも、その基盤から天守の重量を支えるための支柱をもつていてこと等古い割合に当時としては最も新しい技法をもつて作られていることである。我が国の天守構造物の変化は、天下分目の関が原役を中心に大きく変わったとされているが、松本城はその前者に属し、名古屋城、姫路城等とははるかに違い、御殿風の要素は少なく戦国期の余風が残っている。こうしたことで我が国天守建造物の沿革を知るために重要な資料であり、松本地方としては、当時の建築技術の実際を残すものとして参考となるものが多い。

**七 保存状態** 昭和三〇年解体修理実施に伴ない防災施設も完備に近く、よく保存されているが、年々入城見学の人々が多くなるので、最盛期には巡視の係員を増す等不測の事態に備えている。

重要文化財 筑摩神社本殿

一 指定項目

筑摩神社本殿 昭和五年五月二二三

二 所在地 日指定

松本市大字筑摩二、九七三

三 所有者または管理者 筑摩神社 林 克三

四 由緒來歴 筑摩神社は古来からこの地に鎮座

した地方の大社で筑摩八幡宮とか國府八満宮の名で呼ばれてきた。八幡宮の社号で呼ばれるようになつてから祭神は中央の答田別尊（応神天皇）・左方の氣長足姫命（神功皇后）・右方の多紀理姫命・狹霧姫命・多岐津姫命の三神であるとされたが、鎮座の古代には水の神であつたようである。中世となつて小笠原氏が筑摩郡にはいり松本市井川に城館を構えたり、林に山城を築くようになると、源氏の守護神として、小笠原氏から厚い信仰を受けた。指定物件の本殿は松本小笠原中興の英主といわれる政康が永享一年秋建築されたもので、その後數次の補修があつたとはいへ、室町時代の手法を各所に残し、昭和五年には文部省



筑摩神社全景

の調査の結果国宝に指定されている。

その後文化財保護法の公布により、国宝を解除され現在は重要文化財になっている。筑摩神社はこの本殿を中心に玉垣がめぐらされ、前方（南）に桃山時代建造の拝殿をもち宝蔵・類殿・舞殿・旧同社別当安養寺の鐘楼・神門・鳥居等一連の建造物をもつていて。社域は東西一〇〇間（一八二メートル）、南北六丈間（一一〇メートル）といわれその大門は遠く南に伸び筑摩部落の中を走っている。

中世に国府八幡と呼ばれたのは、平安朝のはじめに信濃の国府が筑摩郡内におかれたからで、国府の所在地に近いところからその名が生じたもので、別当安養寺の鐘銘にもその記録がある。（なおそれらの明細は、「松本市の文化財第二集」該当の項を参照されたい。）

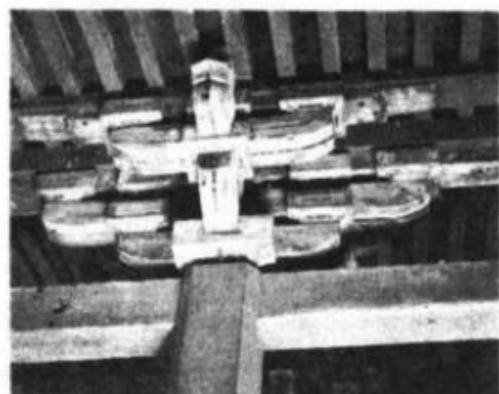
## 五 現状

国宝指定当時の調査によると本殿は三間社流れ造りで、当地方の神社建築の中では最大である。軒は二重の繁縝木、屋根はゆるい曲線の柿葺である。正面の階段は四段で、昇り勾欄がある。階段を上ると勾欄は左右にのび北部の駒頭子で止まっている。本社殿の造立時は社伝に「永亨十一年（一五〇九）十一月再建」とあることから当時の造築と判定さ



筑摩神社本殿の昇り勾欄

れたが、江戸時代となつて元和二年小笠原忠政（秀政の子）、同幸松丸記銘の棟札に「宝殿修造」、とあり、寛永十九年畠田加賀守正盛の時のものに「宝殿再造」、宝永五年水野氏の代に「本社上葺」の記銘がみられるので永享再建以来数次の修理がなされたものである。しかし各所に再建時代の特色が出ているので、室町時代の代表的な神社建築として国宝に指定されたもので、松本市としては最古の建造物である。室町時代の様式の顯著なものはまず向拝・妻飾の斗拱及び蝦紅染等である。その他昇勾欄の擬宝珠の形態また、その漆箔仕上げの手法、向拝の角柱の面取りの広さ等であるが、他に本殿の柱の丸柱であること、向拝の角柱の上の三重の斗拱など皆その時代の特徴である。



室摩神社本殿の軒裏と組物

開きの棊唐戸で、松川菱つなぎの花挿間が入れられている。明らかに後補と目されるものは、部分的なもので勾欄の矛木、妻飾の大瓶束、向拝及び本殿頭貫の木鼻等であるが、他に懸魚、破風等である。本殿の斗拱・手柱その他彩色の部分は、江戸時代の正徳四年三月藩主水野忠周の補修であり当初のものではない。

**六 価値** 数少ない松本市の古代建築の中でも最古のこと、歴代領主の崇敬厚く、社殿構造の模様も大きく優れているので旧国宝建造物の位置に列したものであろう。重要文化財に格下げされているが、当地方としては国宝建造物同様の価値をもつものである。

**七 保存状況** 水摩神社宮司・氏子を中心によく環境保存もされ、社地内に車のはいらないよう柵をつくるとともに、昭和四十五年度には国費補助の火災探知器や防火水道を整備する等その保護に万全を期している。又、昭和五十三年には屋根の葺替え工事が総工費六二〇万円で実施され面目を一新した。

重要文化財 若宮八幡社殿

一 指定項目 若宮八幡社殿 昭和二八年八月二九日指定  
二 所在地 松本市大字筑摩（三才）三、二一〇

三 所有者または管理者 若宮八幡社

四 由緒來歴 若宮八幡は筑摩八幡宮の若宮として応神天皇の皇子仁徳天皇を祀つてあるお宮である。もとこの地に旧社殿があつたが、破損のあと史跡松本城二の丸の大堀の島にあつた若宮八幡の社殿を移転建立したものと伝えられている。（城内の島には城の守護神として若宮八幡と稻荷神社が祀られていたが、新たに同様規模のものが新しくつくられた。これは現在城北の松本神社の境内に移されており、時代は江戸時代の宝曆年間のことである。）以上の由緒により松本城解体の際松本城関係の神社として指定されたものである。

五 現状 松本城二の丸に建立され、当時は社殿は西向きであつたが、三才に移されてからは南向きとして建て替えられたことが、柱の符号によつてわかる。一間社流造りの簡素なものであるが、室町時代の様式を残している。江戸時代中期以後に流行したような装飾用の彫物がなくすつきりしている。

六 価値 城の鎮守の神社として、江戸時代以前のものは全国的に類例がないので、社殿の規模は小さくても、稀少価値が高い。

## 牛伏寺の仏像群



十一面觀世音菩薩立像

- 一 指定事項 牛伏寺の仏像（重要文化財）
- 二 所在地 松本市大字内田二、五七三
- 三 所有者または管理者 牛伏寺 大谷宥全

四 由緒來歴 牛伏寺は鉢伏山の山麓にあり、もとは中腹にあつたと寺伝にあるが、現在の地にうつったのは後世のことである。もと自然崇拝にもとづく鉢伏山の信仰から、山頂に藏王権現を本体とする鉢伏権現が祀られ、その里寺的なものが現在の牛伏寺となつたようである。奈良時代から平安時代にかけて信濃十六社の一つである埴原社（中山）や北内

・南内（内田・片丘）の牧を管理した豪族を中心に、吉野水分の山をうつした金峯山牛伏寺が當まれ、その寺域は山頂・山腹・山麓と四方に広がり、寺の小池方面にまで仏堂を置いた。寺を開基、または中興開基した豪族は、埴原氏または波多腰氏を称したと思われるが、村井方面に榮えた村井氏も同系統のものと思われる。豪族退転後は、地域の人々の信仰をうけ現在も寺運隆昌、地方の大寺として多くの文化財を残している。

### 五 現状 1 重要文化財

#### 十一面觀世音菩薩立像

(一) 法量 像 高 四尺九寸九〇(一・五一米)

九寸九〇(〇・三〇米)

五寸一〇(〇・一五米)

五寸四〇(〇・一六米)

一尺七寸〇〇(〇・五一米)

一尺一寸八〇(〇・三五米)

五尺二寸〇〇(一・五七米)

一尺六寸〇〇(〇・四八米)

一尺一寸七〇(〇・三五米)

光背 全高

光背 身光巾

台座 全高

ヒノキ材、寄木造、彩色。座光木造、立像。化仏付植、天冠台彫出。髪際波形、彫眼、条帛を懸け、裳折返二段。左手屈臂、持物を握る形をし右手垂下、掌を前に



十一面觀世音菩薩合座裏銘うつし

向は、第一、第三、第四指を曲げる。天衣は両肩より垂り、膝前に二段に亘り、両手に懸る。左膝を僅かにゆるめて立つ。木寄は頭部の両耳後にて巻に矧ぎ、頭上の化仏は付植、首柄くびをもつて胸部を挿む。体部は両側で巻に矧ぎ、前後二枚矧とし、両肩を矧付け、左手肘を矧ぐ。垂下する天衣は、両側とも手首にて接合する。

台座は、その蓮肉及び蓮弁（五段算、各段六枚）は当初のもので敷茄子、反花及び椎は後補。光背は松材、一枚板を用い、二重円相。頭光八葉付、宝相華透影を施し、彩色。欠失あり。

## 2 重要文化財 不動明王立像（十一面觀音脇侍）

法量 像 高 三尺二寸五〇（〇・九八メートル）

五寸九〇（〇・一五メートル）

四寸三〇（〇・一三メートル）

至自 至自

髮

額際 脣頂



不動明王立像

[一] 面塊入巾  
 臂張  
 光背全高  
 光背身光巾

三寸八〇(〇・一米)  
 五寸七〇(〇・一七米)

一尺五寸〇〇(〇・四五米)  
 九寸〇〇(〇・二七米)

五尺二寸〇〇(一・五七米)  
 一尺六寸〇〇(〇・四八米)

七寸七〇(〇・二三米)

台座全高

材質形状立像。

卷髪、弁髪左肩に垂れる。莎毬形、天地眼とし、口を閉じて身を上下に出す。右手屈臂、三結  
 鰐を執り、左手垂下、羈索を握る形をする。条帛を懸け、裳をつけ(折返し一段)、両足をやゝ開き、  
 左足を僅かに踏出して立つ。

木寄は頭部正面中央矧、首柄を設ける。胴部も同様中央縱に矧ぎ、両肩、手首、足先を矧付ける。火燄

光、透彫彩色の光背を有し、一本造りの岩座(後浦)に立つ。

### 3 重要文化財 星沙門天立像(十一面觀音脇侍)

(一) 法量	像	高	一尺五寸三〇(〇・七六米)
至自	至自	高	七寸五〇(〇・二二米)
而	髻際	頭頂	三寸九〇(〇・一二米)
巾			四寸四〇(〇・一三米)

面

奥

五寸四〇（〇・一六米）

〔口〕 材質形状

立像、唐様甲冑を着ける。胄は刻出、頂に宝珠を附す。頭をやゝ右方に傾ける。膨眼、開口、腰辺に帶一筋を刻出す。下着両袖先を括り龍手を着ける。左手は高く挙げて宝珠を捧げる形、右手垂下して手首を内側に入れ、持物を握る形をなす。袴をあらわし、脛当を着け、沓を窄き、腰をやゝ右に捻り、岩座に立つ。

木寄は頭部頬及び背面に數箇の矧木あり、首柄を以て胸部に挿込む。胸部中央縫に矧ぎ、両肩、背、手首を矧付ける。天衣垂下部（後補）は腰にて矧付け、両足先を矧ぐ。台座は岩座、一木造（後補方座付）、光背は輪光、四片矧ぎ、後補。

解

中尊十一面觀音は、円味のある撫で肩の曲線、衣文の制式など、明らかに藤原時代後期の制作であるがその典型的なものにくらべると、巾広い面相や、一種独特な晦淡な森厳さがあり、密教的な趣を伝え地



毘沙門天立像

方作ながら特異性を示している。

衣文は、条帛や中央裏の折返しの形など、通常のものであるが、衣文に縫を設けて厚く刻み、その重厚な風が面相に通じているのが面白い。

寄木の材は凡て薄手で、特に背面において薄くなっている。

不動明王と毘沙門天の両脇侍は甚だ素朴な地方作風のもので、制作は中尊と余り隔たらぬ頃の作と思われるが、同作ではない。

中尊十一面觀音の光背は、造像当初のもので、現在は二重圓相のみを残し、周縁部を欠くが、頭光八葉の形といい、身光部に残る宝相華透彫の形、又光脚の制、いずれもこの頃の特色を示している。台座の敷茄子、反花、二段框等はすべて昭和九年修理の際の新補である。因みに十一面觀音の台座蓮肉に墨書き修理銘があり、慶長一七年三月六日、牛伏寺の堂舍炎上の際、仏像は凡て無事取り出されたことが記してある。

#### 4 重要文化財 祝迦如來坐像

（一）	法量	像	高
	至自	頭頂	四尺五寸六〇（一・三八米）
	至自	額際	一尺五寸三〇（〇・四六米）
	至自	髮	八寸九〇（〇・二七米）
面	面	巾	九寸七〇（〇・二九米）
面	面	奥	一尺一寸二〇（〇・三四米）



坐 像 来 如 運 軍

背	張	張	張
膝	張	張	張
膝	高	高	高
奥	高	高	高
台座	全高	二尺五寸〇〇(〇・七六米)	一尺八寸四〇(〇・八七米)
		七寸九〇(〇・二十四米)	三尺八寸一〇(一・一五米)
		一尺三寸八〇(〇・七二米)	七寸九〇(〇・二十四米)

材質形状

坐像。螺旋彫出、白毫に水晶嵌入(後補)。

彫眼。衲衣両肩を蔽う。

右手屈臂、掌を前に向け、五指を軽く曲げる。左手屈臂、膝上に安じ、五指を伸す。左足外、結跏趺坐。木寄は頭部両耳後にて縦に矧ぎ後頭部中央を縦に矧ぐ。首柄を以つて胴部に接合。軸部は両側にて二筋縱に矧ぎ、両肩を縦矧ぎ、

背及び手首を矧付、左袖口を矧付ける。背面は縦に七筋矧ぐ。脇前は材を横に二枚矧、右膝奥を矧付、表先を矧ぐ。台座は八角雲臺座、ヒノキ材、漆箔。天板横に二枚矧ぎ、懸垂は数多の材を縦に矧付、腰及び八角二段框を設ける。

(文) 銘 文像内背部に左の墨書銘がある。

堂共修理

中興修理信州国筑摩郡

波多腰大和守清勝当歳六十二

次旦那舍弟右馬充信源國五十 堂共修理了

応永廿五年

□ □

解説 本像は堂々たる大きさであるが螺旋の細粒もよく整い、肉髻から髪際の形、眉と両眼の線、頬の輪郭、

肩、納衣の衣文と、すべてが円味を失わず、巨体に似合わぬほど優しい姿である。

両肩の張りもなだらかに、衣文も両肩から下腹、袖、膝前と流れて流麗であり、刀も浅く彫られて稜を高く設けることがない。加えて面相はわずかに俯瞰して、前かがみの、猫背というに近い体貌と相応する。切長の両眼も半眼に優しく開いて、拝者に親しむが如くである。この面相は体貌とともに藤原末の典型的な様式であり、いわゆる定朝様式の信濃における代表的なものである。

また本像は、脇侍に騎獣文珠、騎乗菩薩の両菩薩をしたがえ、三尊形式をとっているが、両者は同時の作とみられ、その像容も大変すぐれている。

5 重要文化財 文殊菩薩騎獣像（駕迦如来脇侍）

(一) 法量像 高 二尺五寸〇〇(〇・七九メ)

至自顎頭 一尺 〇一〇(〇・三〇メ)

(一)

髮 面 至 自 面 面 背 面 頭  
巾 奥 張 張 奧 張

髮

巾

頭

四寸八〇(〇・一四米)  
四寸二〇(〇・一二米)

五寸六〇(〇・一七米)  
一尺五寸〇〇(〇・四五米)

一尺七寸六〇(〇・五三米)

四寸〇〇(〇・一八米)

一尺一寸六〇(〇・三五米)

台座 全高

三尺六寸二〇(一・〇九米)

材質形状

材質ヒノキ寄木造。垂髪、天冠台形出、彫眼。鱗衣をまとい、左手屈背、胸前に置き、右手屈背して腰に当て袋をつけ、左足を曲げ、右足を蓮座より踏み下げる。

木寄は本体の頭、肘部を一木より造り、側面にて縦に矧ぐ。両肩、背、手首矧付。膝前は材を横に用い



文殊菩薩騎獅像

て脣部に接合、踏み下げる右足は膝頭にて矧ぎ、足先裏先を矧ぎつける。後世底板を張つて像底を閉じる。

台座は獅子座、獅子の背に蓮華、敷茄子及び反花を置く。何れもヒノキ材、寄木造、彩色。蓮肉は厚板三段重に内刳を行い、その上に二枚別の天板を張る。蓮弁五邊瓣、各段十二枚、敷茄子一本造、反花は獅子の背と同材より彫出。獅子は内刳を施し、寄木造、彩色である。

## 6 重要文化財 普賢菩薩騎象像（釈迦如來脇侍）

法量 像 高 一尺五寸六〇(〇・七七米)

至自 顎頂 一尺〇〇(〇・三〇米)



普賢菩薩騎象像



面 背 駒 駒 奥

奥 張 奥 高

一尺二寸三〇(〇・三七米)  
二尺八寸三〇(〇・八五米)  
三尺九寸五〇(一・一九米)  
八寸五〇(〇・二五米)

一尺六寸五〇(〇・八〇米)



朝師如來坐像

(1)

材質形状

ヒノキ材、寄木造漆箔螺髮  
彫出、髪際一文字、彫眼。

衲衣左肩より懸つて右肩を  
蔽う。左手膝上に薬壺を載  
せ、右手屈臂、掌を前にし  
五指を伸す。結跏趺坐、両  
足裏を露わす。

木寄は頭部正面中央を紙に  
矧ぎ、後頭部を矧付ける。  
首柄を以つて胸部に接合、  
胸部は四面（正・背面及兩  
側）中央を紙に矧ぎ、背面  
に添木一、両肩を紙に矧ぎ  
左臂より袖口にかけて矧付

(4) 解説

け、手首挿込み、右手臂及手首を矧ぐ。膝前は材を横に用いて脣部に接合、両側膝奥を寄せ、裳先を矧付ける。台座は方座、ヒノキ材、黒漆塗、古色仕上（後補）。

本寺の釈迦三尊の中尊に似た定朝様式で、製作年代もほぼ同じ頃と思われる（藤原末期）。釈迦如来像より面相はやや大きく、衣文の線も太目で、地方的な様相は、釈迦如来像に比して強いと思われる。なお方座は昭和一〇年三月修理の際の後補である。\*

8 重要文化財 大威德明王騎牛像

(+) 法量像

胸	牛	膝	膝	膝	臂	面	面	至	自	至	自	髮
長	高	高	高	張	張	張	奥	巾	頂	頸	際	高
丈	高	高	高	張	張	張	奥	巾	頂	頸	際	高
一尺九寸一〇(〇・八八米)	一尺〇寸五〇(〇・三一米)	五寸二〇(〇・一五米)	四寸八〇(〇・一四米)	六寸三〇(〇・一七米)	一尺五寸六〇(〇・四七米)	一尺五寸七〇(〇・四七米)	三寸六〇(〇・一〇米)	一尺三寸八〇(〇・四一米)	一尺五寸八〇(〇・四八米)	四尺一寸四〇(一・二五米)		

## (一) 材質形態

ヒノキ材、寄木造、素地。本牀頭上に化仏三面を頂き、天冠台彫出、眉髪、三面、各面三眼、彫眼。六臂を有し、第一手屈臂合掌、第二手左方は挙げて上掌、五指をほほ伸し、右方挙げて物を握る形、第三指左右ともやや下方に伸して持物を握る。条帛を懸け、掌を着け、左一足を屈し、他五脚を垂れて牛の背に坐す。

木寄は頭上化仏三面付植、頭部は左右両脇面中央を通つて縦に矧ぎ、首柄を設けて胴部に接合。胴部両側を縦に矧ぎ、左側のみ矧目二、両肩を矧ぎ、合掌手の臂、手首を矧ぎ、脇手は臂で合掌手の肩に取付け、各手首を矧ぐ。左前足の

屈したものと除き他は膝頭及び足先を矧ぐ。

台座の牛は角と両耳を立て、

彫眼、背に敷鞍を置き、四肢を屈して蹲踞する。頭部の両側を縦に矧ぎ、角、耳を付植頸部に縦矧ぎを行う。胴部は両側面に首から臀にかけて通る矧目二筋、背に一枚の厚板を設けて両側の矧木と接合、尾の付根を矧ぐ。



大威德王牛騎像

四 (4) 銘解

文 本体像内に応永廿八年の修理銘がある。

説 大威徳明王は五大明王中の第四尊で三面、六臂、六足、青牛に乗り、忿怒相を現わして降魔をその任とする。儀軌によれば左右ともその手に剣・戟・弓箭の武器をとるのが普通であるが、本像は忿怒相もおだやかに、真手が合掌する等本来の儀軌に異っているが、これも蘇原時代末という時代の影響であろう。また応永廿八年修理の際、頭上面、化仏等を誤りつけたものとのようである。

(以上仏像の解説は、昭和三十年二月発行、長野県教育委員会編集の『長野県文化財図録』「美術工芸編」を参考とした。)